福応会会則

制　　定　　昭和 26年　4月　1日
直近改正　　平成 26年　6月 14日

第1章　総則

（名称及び事務局）	
第1条	本会は、福応会と称し、本部事務局を福井県福井市文京３丁目９番１号福井大学教育地域科学部内におく。
（目的）	
第2条	本会は、会員相互の親睦を厚くし、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。
（事業）	
第3条	本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。 （1）会報の発行 （2）会員名簿の整備 （3）講演会などの開催 （4）会員・客員の業績などの調査と収集 （5）母校の教育事業の後援 （6）会員・客員の慶弔 （7）その他必要な事項

第2章　組織

（会員及び準会員）

第4条	本会は、次の学校を卒業又は修了したものを会員とする。 敦賀師範学校伝修所、石川県第三師範学校、石川県第三女子師範学校、福井県小浜小学師範学校、福井県立福井小学師範学校、福井県尋常師範学校、福井県師範学校、福井県福井師範学校、福井県鯖江女子師範学校、尋常科正教員講習科、福井師範学校、福井青年師範学校、福井県立青年学校教員養成所、福井県尋常小学校本科正教員養成所、福井県小浜国民学校初等科訓導養成所、福井県鯖江国民学校初等科訓導養成所、福井大学学芸学部、福井大学 福井師範学校、福井大学福井青年師範学校、臨時教員養成所、福井県養護教諭養成所、福井大学教育学部、福井大学専攻科、福井大学特殊教育特別専攻科、福井大学大学院教育学研究科、福井大学教育地域科学部
2	会員は、入会金を納入する。
3	会員は、その居住地の支部に所属する。 ただし、支部設置のない地域に居住するものは、福応会本部に所属する。
4	福井大学教育地域科学部又は福井大学大学院教育学研究科に入学したものを準会員とする。
（客員）	
第5条	福井大学教育地域科学部の教員及び事務官ならびに第4条第1項の各学校の元教員を客員とする。
（本部）	
第6条	本部は、会長・副会長・理事長・理事・監事をもって構成する。
2	本部は、総務委員会・財務委員会・広報委員会の各委員会をおく。
（支部）	
第7条	次の地区等に支部を置き、支部会員をもって構成する。 福井市、吉田郡、大野市、勝山市、あわら市及び坂井市、鯖江市、丹生郡、越前市及び今立郡、南条郡、敦賀市、旧三方郡、小浜市及び旧遠敷郡、旧大飯郡、関東、阪神、東海、石川県、京都府及び滋賀県及び奈良県
2	支部の改廃は、代議員会の承認を必要とする。

第3章　役員

（役員）

第8条	本会に次の役員をおく。 顧問 参与 会長　　1名 副会長　若干名 副会長　　3名 理事長　　1名 理事　　支部長　18名　会長推薦理事 監事　　3名 代議員　　50名
2	会長・副会長及び監事の任期は2年とし、4年を越えないものとする。 理事及び代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、会長推薦の理事の任期については、別に定める。
3	補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の選出）	
第9条	役員の選出は、次のとおりとする。 （1）会長・副会長・理事及び監事は、代議員会において選出する。 （2）代議員は、各支部から選出された委員をもってあてる。 福井支部 10名　吉田支部　2名　大野支部　2名 勝山支部　2名　坂井支部　4名　鯖江支部　3名 丹生支部　2名　越前支部　5名　南条支部　2名 敦賀支部　2名　三方支部　2名　小浜支部　3名 大飯支部　2名　関東支部　2名　阪神支部　2名 東海支部　1名　石川支部　2名　京都支部　2名 （3）理事は、各支部長と会長推薦の理事をもってあてる。 （4）会長推薦の理事の中から理事長を互選する。
	（6）参与は、役員として本会のために功績があって代議員会で推挙されたものとする。
（役員の任務）	

第10条	役員の任務は、次のとおりとする。 （1）会長は、本会を代表し、会務を総括する。 （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代理する。 （3）理事長は、本会の業務を総括する。 （4）理事は、理事会を構成する。
	（6）監事は会計の監査にあたる。 （7）代議員は、代議員会を構成する。 （8）顧問及び参与は、必要に応じ理事会において助言する。
2	本会の事務を処理するために事務員をおくことができる。

-5	顧問は、次のものとする。 ア　福井大学長・教育地域科学部長 イ　本会のために功績があって代議員会で推挙されたもの

-5	会長推薦の理事は、総務・財務・広報に関する業務を分担する。 総務……行事・組織・資料の管理、会員名簿の整備など 財務……経常会計・特別会計など 広報……会報の企画・編集・発行、ホームページの運営など

ページ上へ

第4章　会議

（会議）	
第11条	会議は、総会・代議員会・理事会とし、会長が招集する。
（総会）	
第12条	総会は、毎年1回開催し、会務の報告を行い、あわせて講演その他を行う。
（代議員会）	

第13条	代議員会は、代議員と各支部長で構成する。毎年１回開催し、次の事項を審議決定する。なお緊急を要する事項は、会長が理事会にはかって処理し、次回の代議員会に報告して了解を求めるものとする。 （1）会則の変更 （2）本会の予算及び決算 （3）会長・副会長・理事及び監事の選任、顧問及び参与の推挙 （4）その他の事項
２	代議員会は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立し、決議は出席者の半数以上の同意を必要とする。
（代議員会欠席者の意思表示）	
第14条	会議に出席できない会員は、書面をもってあらかじめ意思表示するか、又は委任状をもって他の出席者に委任することにより、意思表示することができる。
２	前項の意思表示をした会員は、会議の出席者とみなす。
（議事録の保存）	
第15条	代議員会の議事録は、議長が指名した出席者代表２名が作成し、議長及び作成者が捺印して、これを事務局に保存するものとする。
（理事会）	
第16条	理事会は、理事と監事で構成する。必要に応じて開催し、次の事項に関して協議するものとする。 （1）会長・副会長・監事の候補者の選定 （2）会務の企画立案 （3）その他の事項

第5章　会計

（経費）	
第17条	本会の経費は、入会金・協力金及び寄付金その他をもってあてる。
２	入会金・協力金及び寄付金は、別に定める。
（会計年度）	
第18条	本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章　支部

（支部長）	
第19条	支部に支部長をおき、支部で選出する。
第20条	支部長は、当該支部の事務を総括し、本部との連絡にあたる。
（支部）	
第21条	支部は、次の事項を処理する。 （1）支部内の会員・客員の異動に関する事項 （2）支部活動及び会員・客員の状況報告その他 （3）代議員の選出 （4）支部の事務及び重要な事項
第22条	支部は、所属会員の協議により必要な役員をおき、また規定を設けることができる。

ページ上へ

附則

（慶弔）	
第23条	慶弔に関しては、別に定める。
（年次委員）	
第24条	第4条に定める学校の各卒業年次におけるクラス・課程等の代表者を年次委員とする。
2	年次委員に関しては、別に定める。

○年次委員に関する内規

制　　定　　昭和 42年　6月　8日
直近改正　　平成 26年　6月 14日

1	年次委員は、各卒業年次のクラス・課程等の所属会員の互選により選出し、会長が委嘱する。
2	年次委員は、下記の事項を処理する。
（1）所属会員の異動に関する事項	
（2）会員名簿整備のための調査報告	
（3）その他、必要に応じての本部との連絡	

○協力金及び寄付金に関する内規

制　　定　　昭和 43年　7月 14日
直近改正　　平成 26年　6月 14日

1	卒業30年協力金：1口5,000円、1口以上
2	卒業40年協力金：1口10,000円、1口以上
3	寄付金　　：1口1,000円、1口以上

○入会金に関する内規

制　　定　　昭和 44年　6月 19日
直近改正　　平成 26年　6月 14日

1	福井大学教育地域科学部の入学生及び教育学研究科の入学生は、入学時に福応会入会金として40,000円を予納する。
2	上記予納金を「入会金特別会計」に積み立てておき、入会時に経常会計に移算する。
3	中途退学者には、予納金を返納する。

○慶弔に関する内規

制　　定　　昭和 53年　6月 17日
直近改正　　平成 26年　6月 14日

1	会員が結婚する際には、本人からの申し出があった場合、本部より祝電を打つ。
2	会員が88歳（満）を迎えた場合には、米寿祝の品を贈る。ただし、昭和生まれの会員から実施する。
3	会員が死亡した場合は、会員の所属する支部の支部長が、福応会名で弔電を打ち、経費は所定の申請様式で本部に申請する。弔電料金の上限は、1,000円とする。
4	役員が死亡した場合は、本部より弔電を打ち、花輪を供える。
5	客員が死亡した場合は、本部より弔電を打つ。
6	その他の慶弔については、理事会で決定し、緊急の場合は会長が専決し、理事会に報告する。

○会長推薦の理事の任期に関する内規

制　　定　　平成　4年　7月 11日

1	第8条2の定めにかかわらず、会長推薦の理事は70歳を越えて再任しないものとする。
2	役職指定によって推薦された理事は、役職変更と同時に解任されるものとする。

○個人情報保護に関する内規

制　　定　　平成 21年　6月 27日

直近改正　　平成 26年　6月 14日

	福応会では、会員の個人情報については、下記のように取り扱う。なお、同窓会会員の名簿を出版・販売することは、行わない。
1	同窓会会員情報の利用目的 個人情報は、同窓会会員の管理（同窓会会員原簿）及び同窓会の運営、同窓会会員の交流の活性化などに役立てる目的のみに使用する。（会報の送付、総会・支部会、各種会議、各学年同期会のお知らせの送付、同窓会への寄付依頼文の送付等） ただし、大学当局より要請があった場合、総務委員会で審議のうえ、情報を提供することがある。
2	同窓会会員情報の第三者への提供制限 第三者には、提供しない。 上記「同窓会会員情報の利用目的」に基づき送付物を発送する場合は、発送のための住所・氏名記入のタックシールを業務委託事業者に預託する。その際は、業務委託先事業者と機密保持契約を締結し、業務委託業者の個人情報保護を管理する。